

# 住民基本台帳ネットワークシステム

## 新サービスがスタートします

8月25日から

▼問い合わせ先 住民課 ☎(32)8012 FAX(32)8048

平成11年8月に改正された住民基本台帳法に基づき、昨年8月に全国一斉にスタートした住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネット)。これは全国の市区町村と都道府県、指定情報処理機関(財団法人地方自治情報センター)を専用の通信回線で結び、本人確認情報の提供を全国規模で行うことにより、住民サービスの向上と事務の効率化を図るためのシステムです。住基ネットの開始により、行政機関などが行う際の本人確認について、住民票の添付が省略できるようになりました。さらに8月25日から、新しいサービスが始まります。

### 新しく始まるサービス

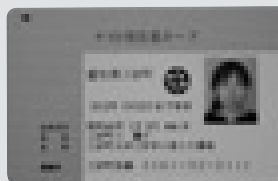
●住民票の写しの広域交付  
今まで住民票の写しは、自分が住んでいる市区町村でしか取得できませんでした。しかし今後は、住民基本台帳カード(下記参照)や運転免許証などの提示により、全国どの市区町村でも本人、または本人と同一世帯の人の住民票の写しが取得できるようになります。(ただし自分の住んでいる市区町村以外については紹介します。)

### 住基ネットの今後の展望

現在、インターネットを利用した所得税の申告などの電子申請の検討が進められ、今年度から順次実施される予定です。  
※インターネット上で電子申請を行う場合は、申請者本人であることを確認するための「電子証明書」の発行(公的個人認証サービス)が必要となります。  
これは本人の希望により、住民基本台帳カードなどに記録する予定です。

### 住民基本台帳カードとは

住民の皆さんの希望により市区町村が交付する、高度なセキュリティ機能を備えたIC(集積回路)カードです。交付時に本人が設定するパスワードにより本人確認が容易になるため、行政サービスがさらにスムーズになります。



### カードの交付方法

- ▼ところ 役場住民課
- ▼対象 外国籍を除く町内在住の人
- ▼カードの種類 写真付き、写真なしの2種類(写真付きカードは、公的な身分証明書として利用可)
- ▼カード有効期限 交付日から10年間(二好町民でなくなった場合は返却)
- ▼手数料 500円
- ▼申し込み 8月25日(金)以降に、運転免許証など官公署が発行した写真付きの証明書(写真付きカードの交付を希望する人は6カ月以内に撮影した写真(縦4cm×横3cm程度、カラーも可)1枚)を持って住民課へ直接

15年度から

# 国民健康保険税の算定方法が変わりました

国民健康保険税は、国民健康保険の加入人数に応じて加入者一人ひとりについて所得などを計算し、世帯の税額を算出します。具体的には、加入者一人当たりの基本額「均等割額」と加入一世帯当たりの基本額「平等割額」のほか、加入者の前年中の所得から計算する「所得割額」と固定資産税から計算する「資産割額」を合算して計算。その世帯ごとの合計額を、納税義務者となる世帯主に納付していただくものです。

今回は地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の中の所得割部分の算定方法が変わりましたので、紹介します。

### 給与所得特別控除と公的年金等特別控除が廃止されます

平成15年度からは、給与所得特別控除の2万円と、公的年金などを受給している65歳以上の人(前年の12月31日現在で65歳以上に達している人に限る)を対象とした公的年金等特別控除の17万円が廃止されました。(下表①②)

### 青色事業専従者給与・事業専従者の控除が適用されます

所得税と住民税で適用されていた事業専従者給与と事業専従者控除が、国民健康保険税の所得割額の計算にも適用されることになりました。事業主は、その家族従事者に対して支払う給与(専従者給与)について、必要経費として控除できるようになります。家族従事者に対して支払われた専従者給与は、その人の給与所得として扱うことになりまし

### 国民健康保険税の所得割額算定項目の改正内容

所得割額の算定項目	平成14年度以前	平成15年度から
①給与所得特別控除	2万円を控除	廃止
②公的年金等特別控除	65歳以上の公的年金所得者について17万円の特別控除	廃止
③青色事業専従者給与・事業専従者控除	控除前の所得	事業主にも専従者控除を適用し、町民税と同様に控除後の所得で算定。また専従者は給与所得として算定
④長期譲渡所得などの特別控除	適用なし	町民税と同様に控除を適用

※①②に該当し、平成14年度に特別控除されていた人は、今回の改正により年収が変わらなくても税額が増えることがあります。

た。(下表③)

### 土地や家屋などを譲渡した場合の特別控除が適用されます

所得税・住民税において、土地や家屋などを譲渡した場合で、所有年数および用途によって適用されていた特別控除が、国民健康保険税にも適用されるようになりました。(左表④)

### 保険税を軽減する場合の計算方法は従来どおりです

同一世帯内の国民健康保険加入者全員の前年中の所得が基準以下の場合、国民健康保険税を軽減する制度があります。減額を適用する場合は、平成14年度以前と同じ計算方法です。なお所得の申告がないと軽減の対象になりませんので、確定申告の必要のない人も、町民税の申告をしてください。

### 平成15年度国民健康保険税が確定しました

新しい算定方法による今年度の保険税額が確定しましたので、8月中旬に世帯主あてにお知らせします。(世帯主が会社員などでほかの健康保険に加入しているも、同一世帯内で国民健康保険の加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります)

なお8月以降に納めていただく保険税は、今回確定した年税額から4月から7月までに納めていただいた保険税額を差し引いた残りの額を、来年3月までの8カ月で、月割りにして毎月納めていただきます。(口座振替を利用していない人は、8月と12月に納付書を郵送します)

▼問い合わせ先 保険年金課  
☎(32)8011 FAX(34)3388